

共 済

Timely

2019. 10

「共済わかやま」・「共済タイムリー」はHPから
ご覧になれます。

- ① アドレス⇒<https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html>
- ② 和歌山支部について

発行 公立学校共済組合和歌山支部
和歌山市小松原通1-1 南別館6階

トピックス

◆令和元年度末（令和2年3月31日）退職予定者の相談会・説明会の日程決定！
P 2

◆医療給付班

- 災害にあったときの給付（災害見舞金） P 3~4
- 育児休業手当金請求時の注意事項 P 5
- 被扶養者（特別認定）の資格確認調査にご協力を！ P 5
- 「ひとり親家庭医療費」該当者に再調査をします P 6
- 大切な「組合員証」・「組合員被扶養者証」手元にありますか？ P 6

◆経理班

- インフルエンザ予防接種補助のご案内 P 7
- 住宅借入金等特別控除に係る年末残高等証明書を発行します P 7
- 被扶養者の方（40歳以上74歳以下）も特定健康診査を受けましょう P 8
- 特定保健指導のご案内 P 8
- 人間ドック・脳ドック・乳がん/子宮がん検診決定者の方へ P 8
- お得です！ アバローム紀の国利用補助 P 9

◆年金班

- 年金班からのお知らせ P 9
 - ・年金請求時の添付書類一部省略が可能になりました
 - ・勤務記録カード（簿）の写しの提出をお願いする理由
- Q&A 第11回目「退職届書」は何のために提出するの？ P 10

お問い合わせ先

公立学校共済組合和歌山支部（和歌山県教育庁 給与福利課内）

- 経 理 班 TEL 073-441-3710 073-441-3713
- 医療給付班 TEL 073-441-3712
- 年 金 班 TEL 073-441-3711

令和元年度末（令和2年3月31日）退職予定の皆様へ

退職前に知っておきたい「医療保険、年金に関する質問や手続など」について、下記のとおり相談会等を行いますので、周知をお願いします。

【個別相談会】（詳細は後日、通知します。）

○対象者・・・令和元年度末定年退職者

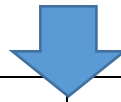
引き続き常勤勤務を希望する者（再任用（フルタイム）、臨時的任用）及び平成27年11月以降の個別相談会に出席した者は対象外とする。



日 程	場 所
令和元年11月16日（土）	和歌山県民文化会館
令和元年11月17日（日）	田辺市民総合センター
令和元年11月24日（日）	和歌山県民文化会館
令和元年11月30日（土）	田辺市民総合センター
令和元年12月 1日（日）	和歌山県民文化会館

○対象者・・・令和元年度59歳到達又は再任用（フルタイム）の組合員及び令和元年度末定年外退職予定者

平成27年11月以降の個別相談会に出席した者は対象外とする。



日 程	場 所
令和元年12月15日（日）	田辺市民総合センター
令和元年12月21日（土）	和歌山県民文化会館
令和元年12月22日（日）	田辺市民総合センター
令和元年12月25日（水）	和歌山県民文化会館
令和元年12月26日（木）	

〔 59歳到達又は再任用（フルタイム）の組合員は退職の有無にかかわらず出席可です。但し、退職時まで1回限りである旨をお伝えください。 〕

【年度末退職予定者に係る年金制度等説明会】（詳細は後日、通知します。）

○対象者・・・令和元年度末退職予定者のうち参加を希望する者



日 程	場 所
令和2年1月28日（火）	和歌山県情報交流センターBig・U
令和2年1月30日（木）	和歌山ビッグ愛
令和2年2月 3日（月）	紀南文化会館
令和2年2月 5日（水）	和歌山宿泊所 ホテルアバローム紀の国
令和2年2月 7日（金）	粉河ふるさとセンター
令和2年2月10日（月）	和歌山県自治会館



災害にあったときの給付（災害見舞金）

1 給付要件

組合員が非常災害により住居または家財に一定の損害を受けたときに損害の程度に応じて給付されます。

「非常災害」とは水害、地震、火災などをいいますが、盗難は含まれません。

同一世帯に組合員が2人以上ある場合は、各組合員につきそれぞれ災害見舞金が給付されます。

- (1) 住居とは、その所有権の有無にかかわらず、現に組合員の生活の本拠として居住する建物をいい、自宅、公務員宿舍、公営住宅、借家、借間の別を問いません。通常は、組合員証の住所欄に記載されている住居をいいます。
なお、別棟の離れ屋、物置、門、塀等は住居に該当しません。
- (2) 家財とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいます。
山林、田畑、宅地、借家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等を含みません。
原則として、住居内にあるものに限られ、住居狭小等の理由により、他に預けているものは含みません。
なお、住居とは異なり組合員及び被扶養者の所有のものに限ります。
- (3) 組合員とその被扶養者が別居している場合は、被扶養者の住居または家財も組合員の住居または家財の一部として取り扱います。
損害の程度は、原則として、住居または家財を換価して判定します。この場合、原則として災害の発生した時点の時価により判定します。

提出書類

- ・災害見舞金請求書（所定様式あり）
- ・市町村長、消防署長又は警察署長の発行するり災証明書（所定様式あり）
- ・り災状況報告書（所定様式あり）
- ・住居の場合は、見取り図、平面図（り災箇所を表示すること）
- ・現場写真
- ・新聞記事の写し
- ・その他、被害状況、損害の程度を判断するために必要な書類

時効

各種給付金は、給付事由が生じた日から2年間請求しない場合は、時効により消滅します。

2 給付額

損害の程度に応じ、次の表に掲げる額が給付されます。損害の程度は原則として住居又は家財を換価して判定します。

給付額の算定は、住居、家財それぞれにつき別個に次の表を適用して算定した月数を合算しますが、3か月分に標準報酬の月額を乗じて得た額を超えることはできません。

損害の程度	災害見舞金の額
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×3か月分
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×2か月分
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×1か月分
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×0.5か月分
2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	

浸水の程度	災害見舞金の額
床上30cm以上浸水したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×0.5か月分
床上120cm以上浸水したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×1か月分
上記以外の床上浸水	—————

災害による損害が3分の1に達しないが、修復して原型に復旧するのに要した金額が、被災前の住居の時価を超えることとなる場合は、「住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。」と同様の取扱いとなります。

育児休業手当金請求時の注意事項

請求書の次の箇所に記入誤りが多く見受けられますので、ご注意ください。

*組合員の請求日及び所属所長の証明日

組合員請求日及び所属所長の証明日は、育児休業開始月の翌月の1日以降の日を記入し、請求してください。

例：請求期間開始日が令和元年9月20日の場合

「組合員の請求日」及び「所属所長の証明日」＝令和元年10月1日以降の日

請求は一括としますが、給付単位は1カ月です。

上記例の場合、初回給付期間は、令和元年9月20日～9月30日となるため、当該期間の経過後 (10月1日以降の日付) で請求を行ってください。

育児休業手当金は、月単位の請求により、月単位で給付を行いますが、平成30年8月に請求方法等を変更しました。

「育児休業を取得した場合は、当該休業の初日の属する月の翌月以降に請求する。」としています。

参照：平成30年8月1日付け公共和第283号

様式は、和歌山支部ホームページ「短期給付」関係様式・記入例に掲載していますので使用してください。

短期給付金の給付は、・・・

毎月10日（必着）までに和歌山支部において、完備された請求書を受付した場合は、翌月10日（金融機関が休業の場合は翌営業日）に共済組合登録口座に送金します。

被扶養者（特別認定）の資格確認調査にご協力を！

「被扶養者（特別認定）の資格確認調査」を該当所属所長あてに依頼しています。

（提出期限：令和元年9月30日（月））

【令和元年8月22日付け公共和第309号】

まだ、提出されていない組合員について、速やかに提出するよう、御指導をお願いします。

「ひとり親家庭医療費」該当者に再調査をします

◎今年から「ひとり親家庭医療費助成制度」の資格者証の有効期間が次のとおり変更されました。

- 変更後：11月1日から翌年の10月31日まで
- 変更前：8月1日から翌年の7月31日まで

現在発行中の資格者証：令和元年8月1日から令和元年10月31日まで
(有効期間切替えにつき今年のみ発行されています)

「公費負担医療制度の該当・非該当」について、令和元年度として、過日8月に調査を行いました。上記のとおり変更されることが判明したため、「ひとり親家庭医療費」のみ、再度、下記該当者の所属所長あてに調査を行います（通知します）ので、御協力くださいますよう、よろしくお願ひします。

再調査時期：令和元年11月中旬

対象者：令和元年11月1日現在、当共済組合に「当該者」として登録している者

大切な「組合員証」・「組合員被扶養者証」手元にありますか？

「組合員証（組合員被扶養者証）を預かっています。」と、警察やコンビニ、飲食店等のお店の方などから、最近、よく連絡をいただきます。

共済組合から所属所に連絡をしても、紛失に気づいていない場合があります。

《よくあるケース》

- 組合員証（組合員被扶養者証）の入ったカバン（財布）を置き忘れる（盗難にあう）
- ズボンのポケットに入れていた組合員証（組合員被扶養者証）の入った財布を落とす
- コンビニ等で、コピーを取った際に置き忘れる

もう少し、組合員証・組合員被扶養者証を大切にできるよう、職員会議等で呼びかけをお願いします。

組合員証・組合員被扶養者証は破損していませんか？

キズやこすれにより、印字内容が不明な場合は、組合員証等の再交付申請を行ってください。（破損している組合員証又は組合員被扶養者証を同封してください。）

インフルエンザ予防接種補助のご案内

令和元年10月からインフルエンザ予防接種費用の補助が始まります。

対象者	接種年月日に公立学校共済組合和歌山支部組合員本人及び任意継続組合員
補助額	1,000円を限度とし、1,000円に満たない場合は自己負担額内で100円未満を切り捨てた額
補助対象期間	令和元年10月1日から令和2年1月31日接種分まで
補助回数	年度内1回
請求方法	「インフルエンザ予防接種補助金請求書」様式第14号に必要事項を記載の上、領収書等の原本を添付し和歌山支部へ提出 詳細は令和元年9月9日付け公共第326号に記載
請求期限	令和2年2月10日（必着）

○振込先：共済登録口座

住宅借入金等特別控除に係る年末残高等証明書を発行します

共済組合から貸付けを受け、自己の居住用住宅を新築、購入又は増改築をしたとき、あるいは、住宅の新築の日前にその敷地を取得したとき等、一定の要件を満たせば「住宅借入金（住宅取得）等特別控除」が受けられます。

年末調整又は確定申告に必要な「年末残高等証明書」は、次のとおり所属所長あて送付しますので、紛失しないよう大切に保管していただくよう周知願います。（ただし、令和元年末までに全額繰上償還すると、使用できなくなります。）

○年末調整用／令和元年10月下旬（発行申請不要）

○確定申告用／令和2年1月中旬（発行申請 要・不要は下記のとおり）

確定申告用の「年末残高等証明書」の発行について

◇対象となるもの

申込（貸付）事由		貸付年月日
ア 住宅	新築、購入、増改築、修理	平成31年1月～令和元年12月
イ 土地	平成31年1月～令和元年12月中に住宅を建築し居住した場合で、建築前2年の間に、その住宅を建築するための敷地を購入し、その資金として借り受けたもの	平成29年1月～令和元年12月

◇発行申請の要・不要

貸付種別	申込（貸付）事由	申請の要・不要
住宅	ア 住宅	不要
	イ 土地	要
一般	ア 住宅	要
	イ 土地	

注 意	<ul style="list-style-type: none"> ●償還期間が10年未満の貸付けは、対象となりません。 ●「住宅貸付け」の土地（敷地）購入を事由として借り受けたものについては、敷地購入に係る「完了報告書」及び住宅建築に係る「住宅建築完了報告書」の提出が必要です。 ●「一般貸付け」については、住宅貸付け申込時に、資金として計上されているものに限りません。 ●住宅借入金等特別控除に係る詳細については、所轄の税務署にお問い合わせください。
--------	--

無料で受診できます！！

被扶養者の方(40歳以上74歳以下)も特定健康診査を受けましょう！！

被扶養者の方を対象に「特定健康診査受診券」を、7月に自宅宛発送しています。

受診券の有効期限は、令和2年1月31日までとなっています。

組合員の皆様から、被扶養者の方へ受診を勧めていただきますようお願いいたします。

【受診にあたって】

- ・「受診券」と「被扶養者証」を持参し、指定の医療機関等（和歌山支部ホームページに受診機関一覧掲載）で受診してください。※事前に健診機関に予約をしてください。
- ・受診は無料です。（特定健康診査項目に限る。）
- ・今年度中にパート先等で定期健康診断等を受けている場合は、改めて受ける必要はありません。その場合は、「受診券」、「健診結果の写し」、「質問票」を、経理班までお送りください。

特定保健指導のご案内

40歳以上の方で特定健康診査（定期健康診断や人間ドックを受診された場合には検査項目に含まれます。）の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方については、「特定保健指導（※）」を無料でご利用いただけます。（対象者には個別に案内を送付します。）是非ご活用ください。

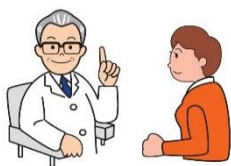
※対象者にあわせた食生活や運動習慣などの生活習慣を改善するための実践的なサポートを実施するとともに、半年後に健康状態や生活習慣の改善状況を確認いたします。



保健事業キャラクター
スズちゃん

「高齢者の医療の確保に関する法律」に伴い、当共済組合をはじめとした各医療保険者は年度内に40歳以上74歳以下の組合員及び被扶養者の方々を対象とするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

人間ドック・脳ドック・乳がん/子宮がん検診決定者の方へ



受診実施期間は
令和2年2月末（一部医療機関は3月末）
までです。



保健事業キャラクター
コーヘーくん

★予約がまだお済みでない方は速やかに医療機関へ予約し、受診をお願いします。

お得です！ アバローム紀の国利用補助

アバローム紀の国の利用補助を利用するとお得になります。

◆婚礼利用補助

アバローム紀の国で婚礼（婚礼料理及び衣裳利用）を行った場合

対象者：現職組合員又はその子

補助額：一人 150,000円

（1組につき新郎側15万円、新婦側15万円 最高30万円）

手続きは、アバローム紀の国へ「婚礼利用補助申請書・請求書」（様式第8号）を提出してください。

◆婚礼準備及び法要補助

アバローム紀の国で婚礼準備として顔合わせ、結納、前写し等または法要を行った場合

対象者：現職組合員（婚礼準備の場合はその子も該当する）

補助額：利用金額の20%（上限2万円）

◆指定宿泊施設利用補助

アバローム紀の国でご宿泊されると組合員ご本人1泊2,000円の補助

組合員ご家族1泊1,500円の補助

※年度内制限なし

★（一財）教育互助会の指定宿泊利用券の使用で更に2,000円の補助が受けられます。

※年度内1回、事前に教育互助会へ申請必要（但し：教育互助会会員のみ）

年金班からのお知らせ

年金請求時の添付書類一部省略が可能になりました

令和元年7月1日より、マイナンバー（個人番号）を利用した情報連携が実施されたことにより、年金請求の際に必要なとされた添付書類の一部が省略できるようになりました。

添付を省略できる書類については、年金請求書を送付する際にご案内しますので、年金請求書類が届きましたらご確認ください。

参考：詳細については、和歌山支部ホームページもご覧ください。

トップページ「お知らせ」に2019年7月1日付けで掲載しています。

勤務記録カード（簿）の写しの提出をお願いする理由

毎年、60歳と58歳に達する組合員の勤務記録カード（簿）の写しの提出をお願いしています。これは退職届書等を和歌山支部から本部に提出する際、支部において年金記録を確認するために必要です。⇒次頁のQAをご覧ください！

58歳時には勤務していた公務員期間や給与額等を全て確認します。

60歳時にご提出頂くものは、年金班において、定年退職までの記載内容を整備し、教育長の押印を受け保管します。

上記以外にも、年金の請求を行う際には提出が必要となりますし、勤務記録カード（簿）を確認した上で過去の共済加入期間等、不備がある場合は辞令などを追加で依頼させて頂くこともあります。

全て本人の正確な年金決定のために必要な手続きです。

お手数をおかけしますが、今後ともご協力をよろしく申し上げます。